

農 整 第 6 4 5 号
令和 6 年 2 月 29 日

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長

「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。つきましては、国土交通省より『令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国会公契第 25 号ほか）が通知されたことに伴い、農林水産部所管の工事においても下記のとおり運用することとしたので、参考を送付します。

記

1 特例措置の内容

「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け 5 農振第 2772 号）により令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、令和 5 年 3 月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して富山県の全職種単純平均で 7.4% 上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置（1）、（2）を定め、工事の受注者に対し請負代金額の変更契約を行うものである。

特例措置（1）

・令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の算出にあたって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

特例措置（２）

・令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 17 日付け（令和 5 年 2 月 15 日一部改定）農企第 43 号, 農整第 79 号）1.（1）及び 2. から 9. まで（5.（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

2 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。

変更手続方法

発 注 者

↓ (特例措置の該当工事であることを説明)

受 注 者

↓ 特例措置 (1) の場合

(協議書によるとりかわし) …… 工事打合簿 (様式 52)

特例措置 (2) の場合

インフレスライド条項における対応措置を行う。

発 注 者

【特例措置 (1) に基づく変更】

↓ ※新労務単価及び当初契約時点 (R06.3 月) の資材単価を反映した
適用世代「060301」により変更する。

受 注 者

国会公契第 25 号
国官技第 344 号
国営管第 443 号
国営計第 155 号
国港総第 619 号
国港技第 109 号
国空予管第 1448 号
国空空技第 535 号
国空交企第 406 号
国北予第 18 号
令和 6 年 2 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	港湾空港部長	殿
	営繕部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る
特例措置について

「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和6年2月16日付け国不建キ第65号、国港技第112号）により令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定され、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け国不建キ第40号、国港技第99号）により令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で5.9パーセント上昇したところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊工事請負契約書第62条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成7年9月5日付け建設省営管発第556号）別冊工事請負契約書第62条、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）別冊工事請負契約書第64条又は「工事標準請負契約書について」（平成8年3月19日付け空経第212号）別冊工事請負契約書第62条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

(1) 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧労務単価を適用したのものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約時点の落札率

(2) 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）記1. (1)

及び2. から8. まで（4. (3)を除く。）の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。